第3章

→もれのないご請求のために

保険金等をもれなくご請求いただくため、今回ご請求いただく保険金ごとに以下の確認 内容に該当していないか、今一度ご確認ください。

該当する場合または該当するかご不明な場合は、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

〈もれのないご請求のためのチェックシート〉

		確認内容	お支払いできる可能性の ある保険金等	確認ページ
今回ご請求いただく保険金	1 死亡保険金	☑ 特約は付加されていませんか?	入院保険金等	P.44
			特約返戻金(還付金)	P.45
		他に、被保険者が同じ年金保険契約はありませんか?	未払年金· 死亡返戻金(還付金)	P.46
			未払年金・継続年金等	P.46
		亡くなった被保険者が保険契約者となって いる学資保険等はありませんか?	保険料の払込免除	P.46
		被保険者が亡くなる前の状態が身体障がい の状態に当たりませんか?	保険料の払込免除	P.47
	2 入院保険金	他に、ご自身が被保険者となっている保険 契約はありませんか?	入院保険金等	P.48
		入院保険金の支払限度日数(120日)を超えた ためご請求していない手術はありませんか?	手術保険金	P.49
		不慮の事故から3年経過後に入院されたときも、入院 保険金が支払われる場合があることをご存じですか?	入院保険金	P.50
		病院や診療所に入院していない場合も、入院保険 金が支払われる場合があることをご存じですか?	入院保険金	P.50
		複数回入院していて、ご請求していない 入院や手術はありませんか?	入院保険金等	P.51
		放射線治療について、手術保険金のお支 払いの対象であることをご存じですか?	手術保険金	P.52
		重度障がい状態、身体障がい状態または 特定要介護状態に当たりませんか?	重度障がいによる 保険金・傷害保険金	P.53
			介護保険金·介護割増年金· 特約介護保険金	P.53
		☑ 60日以上継続して入院をしていませんか?	通院療養給付金	P.54

1 死亡保険金ご請求時のご確認事項

死亡保険金のご請求の際にご確認ください。

Checkl

✓ 特約は付加されていませんか?

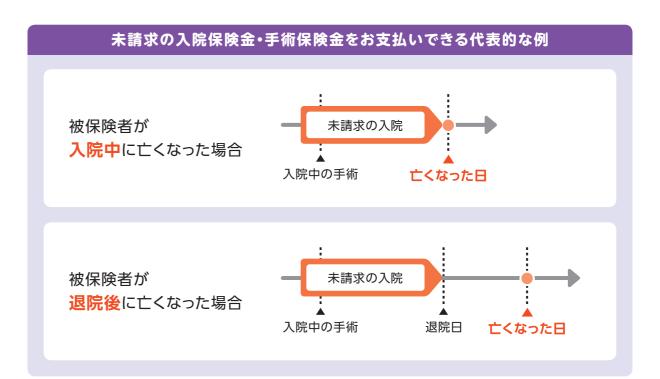
入院保険金等

被保険者が亡くなる前に入院している場合や手術を受けている場合

入院保険金や手術保険金等をお受け取りいただける可能性があります。

※入院保険金等の受取人は、被保険者の法定相続人(複数の場合には代表者)となります。 なお、学資保険(はじめのかんぽ)に付加された特約の受取人は保険契約者となります。

≫「法定相続人によるご請求」については、P.42 をご確認ください。



■特約返戻金(還付金)

ご加入いただいている特約種類によっては、特約返戻金(還付金)をお受け取りいただける 可能性があります。

対象となる特約の種類	受取人
無配当総合医療特約 ^(*1) / 無配当傷害医療特約 ^(*2) /無配当災害特約 ^(*3)	死亡保険金受取人(*4)
災害特約/疾病傷害入院特約/ 第1種疾病傷害特約 等	保険契約者

- (*1)無配当総合医療特約(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(RO4)(無解約返戻金型)、引受基準緩和型無配当総合医療 特約(無解約返戻金型) および引受基準緩和型無配当総合医療特約(RO4)(無解約返戻金型) の場合、被保険者の死亡に よる特約返戻金はありません。
- (*2)無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)および無配当傷害医療特約(RO4)(無解約返戻金型)の場合、被保険者の死亡に よる特約返戻金はありません。
- (*3)無配当災害特約(無解約返戻金型)の場合、特約死亡保険金が支払われるとき、または特約死亡保険金の免責事由に該当 するときに限ります。
- (*4)死亡保険金とあわせて特約返戻金をお支払いするため、改めてご請求いただく必要はありません。なお、保険契約者から 特約返戻金を受け取る旨の意思表示があった場合は、保険契約者にお支払いします。
 - 受取人本人であることを確認できる書類(*5)
 - ●受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード
 - 受取人の法定相続人にご請求いただく場合、受取人の法定相続人であることを 確認できる戸籍抄(謄)本等

(法定相続人が複数の場合)

- ●法定相続人全員の協議で選定された代表者であることを確認するための書類 として、法定相続人全員が請求人を代表者とすることに同意する旨の記名押印 をした書類
- (!) 1回のご請求でお支払いする保険金等の金額が1,000万円以下である場合は、 「法定相続人全員が請求人を代表者とすることに同意する旨の記名押印をした 書類」の提出に代えて、法定相続人全員の協議により請求人が代表者となった旨 を記載した「誓約書」の提出によりご請求いただくことが可能です。

なお、契約日が平成22年4月1日以降の災害特約の場合は「代表者請求制度」を ご利用いただけます。

▶「代表者請求制度」については、P.42 をご確認ください。

(*5)受取人本人であることを確認できる書類は、次のいずれかです。

ご請求時の

必要書類

- · 各種健康保険被保険者証
- ・運転免許証
- ・個人番号カード

他に、被保険者が同じ年金保険契約はありませんか?

■未払年金・死亡返戻金(還付金)

定期年金保険等に加入の場合

未払年金、死亡返戻金(還付金)等をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる基本契約例

■即時定期年金保険 ■据置定期年金保険 ■長寿支援保険 等

■未払年金・継続年金等

終身年金保険等に加入の場合

未払年金、継続年金等をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる基本契約例

■即時終身年金保険 ■据置終身年金保険 等

亡くなった被保険者が保険契約者となっている 学資保険等はありませんか?

保険料の払込免除

学資保険等に加入の場合

保険契約者が亡くなっている保険契約について、保険料の払込免除をご請求いただける可能性があります。



対象となる基本契約例

■学資保険 ■育英年金付学資保険 等

※「学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)」は対象ではありません。

被保険者が亡くなる前の状態が 身体障がいの状態に当たりませんか?

保険料の払込免除

被保険者が亡くなる前に所定の身体障がい状態に該当していた場合(*)

死亡保険金のお受け取り後でも所定の身体障がい状態に該当した日以降の保険料の払込み が免除となり、払い込まれた保険料が戻ってくる場合があります。

(*)保険料払込期間中に限ります。

≫所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」(P.29~P.30)をご確認ください。

対象となる基本契約例 ■普通養老保険 ■普通終身保険 等

2 入院保険金ご請求時のご確認事項

入院保険金のご請求の際にご確認ください。

✓ 他に、ご自身が被保険者となっている 保険契約はありませんか?

入院保険金等

- ・被保険者となっているすべての保険契約(入院保険金が保障されている特約)が保障の対象 となり、入院保険金をお受け取りいただける可能性があります(すでに消滅している保険 契約でも、消滅する前に入院していた場合はお受け取りいただける可能性があります)。
- ・死亡保障のある保険契約について入院保険金をご請求いただく場合、入院特約が付加 されている年金保険契約についてご請求されていない場合があります。
- ・勤務先(会社)において、従業員の福利厚生の一環として、勤務先(会社)が保険契約者と なり、従業員全員が被保険者となる保険契約に加入されていないかご確認ください。





入院保険金の支払限度日数(120日)(*1)を超えたため ご請求していない手術はありませんか?

手術保険金

契約日(効力発生日)が平成5年4月1日以降の特約の場合

1つの原因による入院保険金のお支払いは120日分(*1)までとなりますが、その後も引き 続き入院し、その間に手術を受けた場合には、手術保険金をお受け取りいただける可能性 があります^(*2)。



対象となる特約例

- ■無配当疾病傷害入院特約
- ■疾病傷害入院特約 等
- (*1)引受基準緩和型無配当総合医療特約においては、60日分までとなります。
- (*2)無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約においては、入院中・外来の別にかかわらず、手術保険金をお受け取りいただ ける可能性があります。

不慮の事故から3年経過後に入院されたときも、 入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?

入院保険金

不慮の事故から3年経過後に入院されたときは、ケガによる入院保険金としてのお支払いの 対象にはなりませんが、平成29年10月1日以前に販売された、病気による入院を保障する 特約が付加されている場合、お体の状態等によっては病気による入院としてお支払いの 対象になる可能性があります。

対象となる特約例

■無配当疾病傷害入院特約

■疾病傷害入院特約 等

病院や診療所に入院していない場合も、 入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?

入院保険金

当社の特約によりお支払いする入院保険金は、病院または診療所に収容された場合を支払 要件としていますが、以下のような場合、入院保険金をお支払いできる可能性があります。

- ・船舶に乗船中に病気やケガをし、船舶内の医務室で医師の管理下で入院に相当する継続 的な治療を受けた場合(一時的な処置を除く)。
- ・本来、入院治療を受けるべき病状のところ、病院や診療所以外で治療を受けた場合。ただ し、災害時の非常取扱いに該当すること、医療機関の突発的な事象を原因とすること等、 一定の条件に該当する必要があります。
- ・介護医療院に収容された場合。

対象となる特約例

■無配当総合医療特約 ■無配当疾病傷害入院特約 等

複数回入院していて、 ご請求していない入院や手術はありませんか?

入院保険金等

所定の日数(5日または20日)以上の入院が支払対象となる入院特約の場合

1回目の入院日数が所定の日数に満たない場合でも、2回目の入院日数と合算することに より1回目の入院や手術について、入院保険金や手術保険金をお受け取りいただける可能性 があります。



対象となる特約例

■疾病傷害入院特約

■傷害入院特約 等

入院中や転院時に入院保険金をご請求した場合

その後の入院や手術について、入院保険金や手術保険金をお受け取りいただける可能性があります。



対象となる特約例

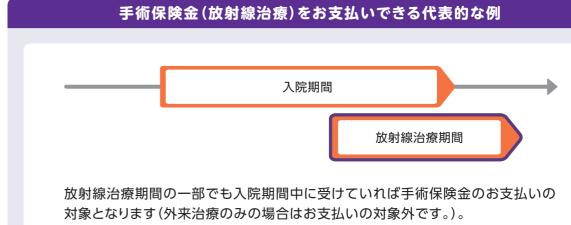
■無配当総合医療特約

■無配当疾病傷害入院特約 等

放射線治療について、手術保険金のお支払いの 対象であることをご存じですか?

手術保険金

放射線治療は手術ではありませんが、手術に代わる治療として、手術保険金のお支払いの 対象となる可能性があります。



このとき、受けた放射線治療が、次の場合もお支払いの対象となる場合があります。

- ・放射線治療の合計が50Gy(グレイ)未満や、Gy(グレイ)で表さない単位 (Bq(ベクレル)、mCi(ミリキュリー))の場合
- ・その他、2022年度現在、診療報酬制度で放射線治療料が算定される治療の場合 (放射線治療管理料、血液照射、特定保健医療材料は除く。)

※電磁波温熱療法は、入院中に受けている場合、悪性新生物温熱療法として手術保険金支払対象です。

対象となる特約例

■無配当疾病傷害入院特約

■疾病傷害入院特約 等

重度障がい状態、身体障がい状態 または特定要介護状態に当たりませんか?

■重度障がいによる保険金・傷害保険金

所定の重度障がい状態になり、回復の見込みがない場合

重度障がいによる保険金をお受け取りいただける可能性があります。

不慮の事故でのケガにより所定の身体障がい状態になり、回復の見込みがない場合

傷害保険金をお受け取りいただける可能性があります。

障がいの状態が固定しておらず回復の見込みがある場合

障がいの状態が固定しておらず、回復の見込みがある場合であっても、その障がいの状態 の回復の見込みが限定的であり、その障がいの状態が固定して回復の見込みがなくなった ものとみなせるときにはお支払いの対象となる可能性があります。

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し、回復の見込みがなくなった場合

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し、回復の見込みがなくなった場合で あっても、不慮の事故によるケガを直接の原因として障がいの状態となったことが明らかで ある場合はお支払いの対象になる可能性があります。

≫ 所定の重度障がい状態・身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」 P.29~P.30 をご確認ください。

対象となる基本契約・特約例

- 普通終身保険(引受基準緩和型普通終身保険を除く)
- ■災害特約 等

♪介護保険金・介護割増年金・特約介護保険金

特定要介護状態になり、その状態が継続している場合

介護保険金、介護割増年金または特約介護保険金をお受け取りいただける可能性があります。

≫特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」(P.30) をご確認ください。

対象となる基本契約・特約例

■介護保険金付終身保険 ■介護特約 等



60日以上継続して入院をしていませんか?

通院療養給付金

病気やケガが原因で60日以上継続して入院し、退院後に通院または療養を要する場合

通院療養給付金をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる特約例

■疾病傷害入院特約 ■健康祝金付疾病傷害入院特約 等

